

屋久島町告示第 44 号

屋久島町介護サービス事業所物価高騰対策支援交付金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

屋久島町長 荒木 耕治



屋久島町介護サービス事業所物価高騰対策支援交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長期化する原油価格や食料品価格等の物価高騰の影響により、厳しい状況に置かれている町内の介護サービス事業所を支援する費用として、屋久島町介護サービス事業所物価高騰対策支援交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「介護サービス事業所」とは、別表に掲げる事業を実施している事業所であり、町内に所在するものをいう。

2 この要綱において「定員数」とは、令和 7 年 4 月 1 日現在において、屋久島町に届け出ている利用定員数をいう。

(交付の対象者)

第 3 条 交付金の交付の対象となる者は、町内において別表に掲げる事業を実施し、かつ、令和 7 年 1 月 1 日から申請日までの間、介護サービスを行っている事業所とする。

(交付金の額)

第 4 条 別表に掲げる実施事業区分に応じた額とする。

(申請期間)

第 5 条 交付金に係る申請書の申請期間は、施行日から令和 7 年 12 月 26 日までの間とする。

(申請及び交付の方式)

第 6 条 交付金を申請する者（以下「申請者」という。）は、屋久島町介護サービス事業所物価高騰対策支援交付金申請書（別記第 1 号様式。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付し、町長に提出するものとする。

(交付の決定等)

第 7 条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、屋久島町介護サービス事業所物価高騰対策支援交付金交付決定通知書兼確定通知書（別記第 2 号様式）により、申請者に通知する。

2 前項の場合において、申請内容が不相当と認められたときは、屋久島町介護サービス事

業所物価高騰対策支援交付金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知する。

（交付請求）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）は、屋久島町介護サービス事業所物価高騰対策支援交付金交付請求書（別記第4号様式）に必要な書類を添付し、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付請求を適当と認める場合は、交付対象者に交付金を交付するものとする。

（交付金の返還）

第9条 町長は、偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けた者に対しては、その返還を求めるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

2 第9条の規定は、失効後もその効力を有する。

別表（第2条、第4条関係）

実施事業区分	交付額	対象事業所・施設種別（介護保険事業）
入所系	<p>3万円×<u>定員数</u> ※令和7年4月1日時点</p>	<p>短期入所生活介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特別養護老人ホーム</p>
通所系	<p>1.5万円×<u>定員数</u> ※令和7年4月1日時点</p>	<p>通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護（通い）</p>
訪問系	<p>20万円／事業所</p>	<p>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援</p>